

平成27年11月5日	
資料提供	
担当課	食品・生活衛生課
担当者	羽津、村上
電話	073-441-2624 (直通) 2630 (内線)

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)」を見直しました。再度、県民の皆様からご意見を募集します。

和歌山県では、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減するとともに、動物好きの人もそうでない人も相互に理解し合える地域社会を形成し、「動物の命を大切にす
る心豊かな人づくりと、人と動物が共生する潤いのある社会」を築くことを目的に、「和
歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正を提案しました。

当初の主な提案内容は、野良猫への餌やりを行えるのは原則として地域猫のみであり、
地域猫対策の届出をしなければ餌やりはできない、というものでした。

本年8月の県民意見募集では、規制の範囲が広く、厳しすぎないか、地域猫対策を推
進する上で支障があるのではないかな等の数多くの貴重なご意見を頂きました。

頂いたご意見を踏まえつつ、上記の目的を達成するため、次のように改正案の見直し
を行いました。

【見直しの要点】

- ① 一度だけの餌やり、偶発的な餌やり、衰弱しているような野良猫への見るに見か
ねた餌やり等の反復又は継続しない餌やりは、生活環境に支障が生じるものには当
たらないこととします。
- ② 野良猫に対し、反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野
良猫への餌やりは、このルールに則って行うこととします。
- ③ 地域猫対策の届出は、任意とします。
(県は、施策として、届出者に対して不妊去勢手術費用の助成を行います。)
- ④ 勧告・命令・罰則(過料)については、野良猫(地域猫を含む。)に反復又は継続
してルールに違反した餌やりを行う者に適用します。

見直した改正案では、野良猫への反復又は継続しない餌やりは、生活環境に支障が生
じるものには当たらないこととする一方、反復又は継続した餌やりについてはルールを
定め、野良猫への餌やりは、このルールに則って行うこととします。

和歌山県が目指すのは、人と猫との共生する社会です。そのために、地域猫対策を推
進します。ルールに則った餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきます。

今回、改正に係る見直しの概要をお示しし、県民の皆様からのご意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成27年11月6日(金)から11月30日(月)まで

2 閲覧ならびに入手方法

①和歌山県のホームページから閲覧、ダウンロードできます。

②閲覧資料の備え付け場所

和歌山県情報公開コーナー、食品・生活衛生課

各県立保健所 衛生環境課(新宮保健所串本支所にあつては保健環境課)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は閉庁のため閲覧できません。)

動物愛護センター(ただし、火曜日は閉庁のため閲覧できません。)

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 〒640-8585(住所記載不要) 県庁食品・生活衛生課あて

②FAX 073-432-1952

③Eメール e0316003@pref.wakayama.lg.jp

※電話でのご意見は、受付をいたしませんので予めご了承願います。

[意見の提出様式]

意見の提出様式は特に定めませんが、下記の内容を記載してください
(外国語は不可)。

①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号

⑤ご意見の該当箇所(項目) ⑥ご意見

個々の意見に対して回答はいたしません。類似のご意見を取りまとめたうえで、条例改正にどのように反映できるかを検討し、その結果を県ホームページで報告します。(ご意見等の概要を公表する際には、住所、氏名、電話番号は公表しません。)

問い合わせ先 県庁食品・生活衛生課 TEL: 073-441-2624

※ ご意見の記載例

① 和歌山市小松原通一丁目1

② 和歌山 太郎

③ 28歳

④ 073-441-2624

⑤ 変更内容の項目

⑥ 条例一部改正案の項目の〇〇〇の内容について・・・と思いますので、
△△△に変更してほしいです。

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)」を見直しました。
再度、県民の皆様からご意見を募集します。

1 条例改正を提案するに至った理由

和歌山県は、「人と動物が共生する潤いのある社会づくり」の実現を目指し、県動物愛護管理推進計画(平成20年3月策定)に基づく各種施策に取り組んできました。

しかしながら、計画の策定後も、依然として猫に起因する苦情は横ばい状態にあり、飼い猫の不適正な飼養に加え、野良猫への無秩序な餌やり等により生活環境に支障が生じる事態も起こっています。

一方、猫の殺処分数は、この10年間であまり減少が見られず、人口10万人あたりでは、4年連続全国ワースト4位(平成25年度257.5匹/10万人、総数2,521匹)という状況です。

これらを解決するため、「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」)」の規定に基づき必要な措置を新たに条例に設けることとし、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減することを目的として、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正を以下の内容で提案しました。

【当初の主な提案内容】

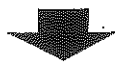
- 1 飼い猫の野良猫化を防止するため、飼い主の遵守事項の強化として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付けます。さらに、屋内飼養や不妊去勢手術に努めることについても規定します。
- 2 野良猫からの生活環境の保全対策として、地域住民の理解のもとに、野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う地域猫対策を推進します。
- 3 地域猫に対する餌やりについてルールを定める一方、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的には猫の殺処分を増やし、周辺的生活環境に支障を生じさせることに繋がっていくことから、野良猫への無秩序な餌やりを禁止します。
- 4 その上で、これらの義務やルールに違反している者に対しては、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合には罰則(過料)を科すことができるとします。

本年8月に行った県民意見募集(パブリックコメント)では、数多くの貴重なご意見を頂きました。頂いたご意見を踏まえつつ、上記の目的を達成するため、以下の点について見直しを行いました。

2 頂いたご意見とその対応

ご意見1 (当初の主な提案内容1に対するご意見)

- ・ 野良猫に罪はない。悪いのは無責任な飼い主であり、飼い猫をみだりに捨てるから野良猫が増え、これらに餌をやる者が出てくる。まず、飼い主責任の強化をすべき。



- ・ 本県も同様の趣旨から、飼い主の遵守事項の強化として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付けます。さらに、屋内飼養や不妊去勢手術に努めることについても規定します。これらについて、広く県民にお知らせし、徹底してまいります。

さらに、飼い主に対しては、他人の土地等に飼い猫がふんをした場合は適正に処理することや飼い方が原因となって周辺的生活環境を損なわないようにすることを義務付けます。

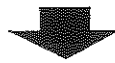
なお、猫の遺棄については、動物愛護管理法で遺棄した者への罰則（100万円以下の罰金）が規定され、これまでも警察等と連携して対応しているところであり、引き続き対応を進めてまいります。

一方、飼い猫（子猫を含む。）の引取りについて、終生飼養の原則に反する安易な引取りを抑制するために、本人確認及び引取り時の審査を徹底します。

また、飼い猫を拾得した野良猫と偽って引取りを依頼してくるものがないよう、引取り依頼者から拾得に至った経緯等を記した報告書の提出を求め、虚偽の報告をしたことが明らかとなった場合には罰則規定を適用するなど、引取りの厳格化を図ります。

ご意見2 (当初の主な提案内容2に対するご意見)

- ・ 善意で地域猫対策を行うのに、届出及び遵守事項の義務付けや違反した場合の改善措置の適用を受けなければならないのでは、負担が過大で、地域猫対策が進まない。



- ・ 地域猫対策の届出は、任意とします。
(県は、施策として、届出者に対して不妊去勢手術費用の助成を行います。)

地域猫対策を行う者に届出を義務付けた上で、さらに地域猫対策のルールに違反した場合は罰則有りきとしている当初の提案では、届出自体が負担になり、これまで1人ないしは小人数の者が善意で、できる範囲内でルールを守り行ってきた活動ま

でも止めてしまいかねない。結果として地域猫対策が進まない、ということが懸念されます。地域猫対策は柔軟に、段階的に進めていくことも大切と考え、届出は任意とする、こととします。

一方で、届出者に対しては県が支援するとともに、不妊去勢手術費用について助成を行うこととします。（ただし、野良猫への餌やりを行う場合のルールは適用されま

ご意見3-1（当初の主な提案内容3に対するご意見）

- ・ 一度だけの餌やりや偶発的な餌やりも無秩序な餌やりとして罰則の対象とするのか。生活環境に支障が生じていない餌やりであっても違反となるのか。
- ・ 衰弱している野良猫への餌やりも禁止するのか。野良猫を餓死させようとするのか。



- ・ 一度だけの餌やり、偶発的な餌やり、衰弱しているような野良猫への見るに見かねた餌やり等の反復又は継続しない餌やりは、生活環境に支障が生じるものには当たらないこととします。

通常、生活環境に支障が生じるような餌やりは常習性や反復又は継続性があることから、一度だけの餌やりや偶発的な餌やりは、生活環境に支障が生じるものには当たらないものとします。

また、衰弱した猫を発見した場合は、動物愛護管理法に基づき、速やかに県（保健所）に連絡することにより、県（保健所）が現地に赴き収容した上で治療を施しています。

これに加え、衰弱している野良猫を発見し、保護している間、当該猫への餌やりを行えることとします。

ご意見 3-2 (当初の主な提案内容 3 に対するご意見)

- ・ 餌やりを禁止すると、地域猫対策のようなルールに則った正しい餌やりをしている人までが誤解されかねない。結果として地域猫対策が進まない。



- ・ 野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールに則って行うこととします。

【野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続して餌やりを行う場合のルール】

- 1 不妊去勢手術を施した野良猫に対して行う。
- 2 適切に給餌及び給水（以下「給餌等」）を行う。
- 3 ふん尿を適正に処理する。
- 4 給餌等を行うことを周辺住民に説明し、その理解を得るよう努める。
- 5 生活環境を損なわない。

当初の提案では、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的に殺処分される不幸な猫を増やし、さらには生活環境に支障が生じることに繋がっていくことから、地域猫対策による餌やり以外の無秩序な餌やりを禁止するというものでした。

これについて、ご意見を踏まえ、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールに則って行うこととします。

ご意見 4 (当初の主な提案内容 4 に対するご意見)

- ・ 野良猫に餌やりしただけで罰則が科されるのか。餌やりは犯罪扱いされるのか。
- ・ 善意で地域猫対策を行うのに、届出及び遵守事項の義務付けと、違反した場合に改善措置の適用を受けるとなると、負担が過大で、地域猫対策が進まない。(再掲)



- ・ 勧告・命令・罰則（過料）については、野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続してルールに違反した餌やりを行う者に適用します。

当初の提案では、「地域猫対策を行う者のルールに違反した者」及び「自らの飼い猫

以外の猫(地域猫を除く。)に給餌等を行った者」に対する改善措置を設けていました。

ご意見を踏まえ、「自らの飼い猫以外の猫(地域猫を含む。)に反復又は継続してルールに違反した餌やりを行う者」への改善措置を設けることとします。(地域猫対策を行う者についてもこのルールが適用されます。)

なお、違反した者には、直ちに罰則を科すのではなく、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらうようにします。それでも改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則(過料)を科すこととします。

ご意見5(当初の主な提案内容全般に対するご意見)

- ・ 条例改正に賛成。餌をあげてしまうとそこで子猫を産み、野良猫の数が増え、最終的には殺処分となる。餌やりしないこと、飼い猫を野良猫化させないようにすることは、小さな命を失うことを減らすことに繋がる。



- ・ 野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールに則って行うこととします。(再掲)

3 その他のご意見

その他のご意見としては、「餌だけやる人間は、自分では何のリスクも負わず、世話もせず、可愛がりたいときだけ可愛がる偽善者である。」「無責任な飼い主と周辺の地域住民との間に感情的対立が悪化して非常に険悪な状況になっており、一刻も早く動物飼育のルールを作ってほしい。」「野良猫に餌を与えないようにすることは、動物愛護管理法の趣旨に反する虐待ではないか。」等がありました。

これらをはじめ、頂いたご意見に対する本県の考え方は、後に掲載していますが、これに掲載していないご意見につきましては、今回の募集により頂いたご意見に対する本県の考え方と合わせて公表しますので、ご了承願います。

4 和歌山県の考え方（まとめ）

当初の提案に対し、頂いた様々なご意見を踏まえつつ、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減するという目的の達成を図るためには、実効性のある法規範が必要な半面、地域社会（コミュニティ）の形成に支障が生じないように配慮することも必要であり、また、地域猫対策が円滑に進むよう、以上のような見直しを行いました。改めて要約すると、以下のとおりです。

【見直しの要点】

- 1 飼い猫の野良猫化を防止するため、飼い主の遵守事項の強化として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付けます。さらに、屋内飼養や不妊去勢手術に努めることについても規定します。
- 2 地域猫対策の届出は、任意とします。
(県は、施策として、届出者に対して不妊去勢手術費用の助成を行います。)
- 3-1 一度だけの餌やり、偶発的な餌やり、衰弱しているような野良猫への見るに見かねた餌やり等の反復又は継続しない餌やりは、生活環境に支障が生じるものには当たらないこととします。
- 3-2 野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールに則って行うこととします。
- 4 勧告・命令・罰則（過料）については、野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続してルールに違反した餌やりを行う者に適用します。

5 今後の施策について

本県が目指しているのは、人と猫との共生する社会です。そのために、地域猫対策を推進します。ルールに則った餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきます。

この条例改正に加え、地域猫対策を行う上で不可欠となる不妊去勢手術費用については県が助成することとし、保健所や動物愛護センターで引き取られる猫については、ボランティアの方々との協働による譲渡の推進を図っていきます。

さらに、飼い主自らがどうしても飼えなくなった猫の新たな飼い主探し（マッチング）についても、県は専用ウェブサイトを開設し運営するなどの支援を行います。

【今後、和歌山県が進める支援策】

- ・ 地域猫対策の届出者に対する、不妊去勢手術費用の助成
- ・ 新たな飼い主探し（マッチング）専用ウェブサイトの運営